

単位修得の認定

① 試験

履修授業科目の単位を修得するためには試験を受けなければならない。試験は筆記試験を原則とするが、その他レポート、論文、制作品の提出等によってこれに代えることがある。出席が授業時間数の3分の2に満たない者は単位修得資格を失う。

<試験の種類>

◎ 定期試験

定期試験は各学期末に行う（前期は8月初旬、後期は2月初旬）。

◎ 追試験

忌引・病気その他やむを得ない理由によって、定期試験を受験できなかった者については、本人の願い出により、追試験を受けることができる。

◎ 再試験

定期試験の成績の評価が不合格であった者については、本人の願い出により、当該科目担当教員が適当と認めた場合に限り、再試験を受けることができる。

② 成績の評価

履修科目の成績は、定期試験の成績をはじめ、不定期の試験、平素の受講態度、提出物などを総合して評価する。評価の基準はS～Dの5段階とし、S～Cは合格、Dは不合格とする。

③ 単位の認定

成績の評価に合格した者には、単位を認定する。

④ 単位認定の期限

各学期末に、それぞれの成績に基づいて単位修得の認定を行う。